

## 「北海道外アイヌの生活実態調査」を踏まえた 全国的見地からの施策の進捗状況について

〔平成25年6月14日〕  
政策推進作業部会

### 1. はじめに

「北海道外アイヌの生活実態調査」を踏まえた全国的見地からの施策の展開については、第4回アイヌ政策推進会議（平成24年7月6日）において、

- (1) 高等教育機関への進学支援等
- (2) 生活等の相談に対応する等の措置
- (3) 安定した就労への支援
- (4) 北海道外におけるアイヌ文化伝承等への支援

等を中心とした施策の在り方について、当作業部会の見解を報告し、可能なものは直ちに実施し、検討を要する事項についても迅速に結論を得るよう求めたところである。

これを受け、関係省庁では、直ちに実施可能な取組として、パンフレット等の情報提供、各種研修での普及啓発、北海道外アイヌの文化伝承活動への支援等に着手した（別紙1参照）。また、更に検討を要する事項については、当作業部会において、関係省庁における検討状況を聴取するとともに、意見交換、論点の整理等を行ってきたところであり、現時点の状況を以下のとおり報告する。

### 2. 高等教育機関への進学支援について

#### (1) (独)日本学生支援機構の奨学金

高等教育機関への進学支援については、教育の実質的な機会均等を図るという観点から、一般的な制度として、(独)日本学生支援機構による奨学金事業が実施されている。

アイヌの子弟の大学等進学率は、アイヌ世帯の経済状況等もあり我が国全体の平均より低い状況にあり、その観点から、北海道においては、アイヌの子弟を対象とした高等教育機関への進学支援制度として、「北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付制度」が実施されているが、北海道に居住

するアイヌの子弟を対象としているため、北海道外に居住するアイヌの子弟には適用されていない。

このため、北海道外に居住するアイヌの子弟に対する特別措置として、平成26年度から(独)日本学生支援機構の無利子奨学金を貸与するための基準を緩和し、高等教育機関に進学又は在学している子弟が貸与を受けやすくなるよう、文部科学省及び関係機関において検討されているところである。

検討に当たっては、北海道外に居住するアイヌの子弟が高等教育機関に進学した場合、すべて適用対象となるよう制度設計を行うとともに、奨学金の返還に当たっては、一定の配慮を講ずるべきである。

## (2) 対象者の認定

上記のとおり、高等教育機関への進学支援策として、北海道外に居住するアイヌの子弟を対象とした奨学金の実施が検討されていることを踏まえ、当作業部会では、誤ってアイヌ以外の者を施策対象とするなど制度の信頼性を損なうことのないよう、施策対象者となるアイヌの子弟を平成26年度から認定するために必要な手続等について検討を行い、当面、別紙2のとおり進めることが望ましいとの結論を得た。手続の適正性を担保しつつ、申請者の負担を出来る限り軽減する観点から、必要書類、書類審査の方法等について、手続実施の過程を通じて、更に吟味していくことが求められる。

## 3. 生活相談に対応するための措置について

アイヌの人々による生活相談への対応について、北海道外においては、民生委員・児童委員、福祉事務所等、生活上の相談に対応する機関はあるものの、悩みを抱えていても相談できないアイヌの人々がいることも踏まえ、当作業部会では、北海道外においても、北海道内と同様の「アイヌ生活相談員」を設置することができないか検討を重ねてきた。

更に検討を深めるためには、相談ニーズの実態把握や既存の相談体制の活用方策等各種論点を整理する必要があることから、厚生労働省においては、内閣官房と連携しながら、平成25年度予算に計上されている「社会福祉推

進事業費」を活用し、アイヌの人々のための生活相談を試行的に実施することとしている。具体的には、民間団体等の協力を得て、主として電話による生活相談事業を行い、その結果を踏まえ、今後の施策の方向性に関する検討を深めることとしている。

#### 4. アイヌの就労を支援する職業訓練について

職業訓練については、雇用保険受給者等を対象とする公共職業訓練に加え、求職者支援制度による職業訓練が導入されるなど、就職に必要な知識・技能を習得するための多様な職業訓練機会の拡充が図られている。しかし、北海道外のアイヌの人々については、全国と比べて派遣社員やパート・アルバイト等の比率が高いとの実態がある。このため、厚生労働省では、北海道外のアイヌの人々のニーズに合った職業訓練の在り方等を検討するため、平成25年5月、主に首都圏に居住するアイヌの人々の求職者を対象として、職業訓練のニーズに関する調査を実施したが、回答者数が少ないことなどの理由から、アイヌの人々のみで構成する職業訓練を計画するにはいたらなかった。

当作業部会としては、厚生労働省に対し、今後とも、北海道外のアイヌの人々の職業訓練ニーズの的確な把握につとめるとともに、アイヌの人々のための独自の訓練科目の設置や、パソコンの基礎的な科目など職業訓練に必要なスキルを身に付けるための訓練科目の設置についても検討するよう求める。

#### 5. 首都圏におけるアイヌの人々の交流の場の確保について

(公財)アイヌ文化振興・研究推進機構が設置・運営するアイヌ文化交流センターは、首都圏に在住する人々の文化伝承活動等に活用されているが、火を用いたアイヌの伝統的な調理や儀式ができない等の利用上の制約があることから、首都圏のアイヌの人々から、「生活館」機能の一つであるアイヌの人々の交流の場に加え、アイヌの歴史や文化を紹介する機能を併せ有する施設の設置についての要望があり、様々な観点から検討を行ってきた。

はじめに、内閣官房において、アイヌの人々のニーズを踏まえ、首都圏での廃校や遊休施設等について調査した結果、ニーズに合致する施設は見つからなかったとの報告を受けた。しかし、当作業部会としては、今後、アイヌの人々の交流や文化伝承活動を支えるためには、上記のような機能を有する

施設が重要であるとの認識から、再度首都圏アイヌの人々の要望等について調整するよう求めた。これを受け、内閣官房では、昨年11月に要望に係る施設や場所等について再度検討して頂きたい旨説明し、首都圏アイヌの人々の了解が得られた旨の報告を受けたところである。

当作業部会としては、今後、首都圏アイヌの人々と内閣官房が緊密に連携・協議し、必要な施設・機能の確保に向けた調整等を円滑に進めることを希望する。

## 6. 終わりに

北海道外に居住するアイヌの人々を対象とする施策については、当作業部会においても、関係省庁の協力を得つつ、様々な観点から議論を行ってきた。その結果として、奨学金等の施策が現実の視野に入ってくるなど、一歩ずつ進展が見られつつあると言える。

しかし、「アイヌの人々が、居住地に左右されず、自律的に生を営み、文化振興や伝承等を担えるようにする」という「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」報告の実現に向けては、まだ道半ばであると言わざるを得ない。

当作業部会としては、今後とも、政府において、各施策が着実に実施されるよう、その状況を注視しつつ、有識者懇談会報告の実現に向けて、新たな施策の提言を含め、積極的に検討を行って参りたい。

## 実施済みの内容

事項	担当省庁	実施した内容
(独)日本学生支援機構等が実施する奨学金制度や授業料免除制度等の周知(ガイドブック等の配布、説明会の実施等)	文部科学省	(独)日本学生支援機構の奨学金ガイドブックを(財)アイヌ文化振興・研究推進機構を通じてアイヌ文化交流センターに配置し、希望者へ配布。
大学等に対する既存の支援の一層の活用・充実など、教育・研究環境の整備に努めること	文部科学省	平成24年度予算において、国の基盤的経費(国立大学法人運営費交付金)において、国立大学が行うアイヌ文化等についての研究活動に対する支援を実施。
基盤的経費への補助等による大学への支援策や競争的資金による研究者への支援等が、各大学の判断により有効に活用されるような充実と工夫、それらの支援策の周知	文部科学省	さらに、当該研究の実施に当たり、アイヌ文化等の知見を有する私立大学等と連携した場合にも支援が可能であることを関係機関に伝達し、その具体的内容について平成25年度において予算を措置。
奨学金制度の周知	文部科学省	高校生に対する奨学金事業は都道府県が実施している。 文部科学省においては、道外アイヌを含む奨学金を必要とする生徒への適切な周知が行われるよう、会議等(都道府県・指定都市教育委員会管理・指導事務主管部課長会議(H24.9.18))を通じて、各都道府県に対し助言。
相談体制の充実等の措置	文部科学省	教育相談等を必要とする生徒が適切な教育相談を受けることができるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用など教育相談体制の整備を引き続き支援。平成25年度においても、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置人数の拡充等、教育相談体制を充実。
民生委員等、生活相談に応ずる者に対する研修の充実	厚生労働省	【生活相談の充実】 ○全国民生委員児童委員連合会の評議委員会(H24.9.12開催)における行政説明の中で、「アイヌ政策の推進について」として、最近のアイヌ施策の動向を説明するとともに、アイヌに関する研修の充実について協力を依頼。 ○アイヌの人々が比較的多く居住していると考えられる首都圏(東京都、埼玉県等)で、平成25年1月から2月にかけて開催される民生委員・児童委員研修において、「アイヌの人々と人権」(人権教育啓発推進センター刊)を配布。 ○民生委員・児童委員向けの広報誌「民生委員・児童委員のひろば」平成24年10月号において、「アイヌの人々と人権」(人権教育啓発推進センター刊)を紹介するとともに、アイヌ施策の最近の動向として、民生委員などの生活相談に応ずる者に対するアイヌに関する研修の充実が求められていることを紹介。
生活相談の制度等の一層の周知(パンフレットの配布など)	厚生労働省	○生活保護行政の専門誌である「生活と福祉」平成24年10月号において、アイヌ施策の最近の動向を紹介するとともに、日頃からの相談にあたってはきめ細やかに対応いただくよう各福祉事務所へ協力を依頼。 【広報・周知】 ○厚生労働省の施策のPR誌である「厚生労働」平成24年9月号において、7月4日に開催されたアイヌ政策推進会議の概要及びアイヌ文化フェスティバルの開催案内や「アイヌの人々と人権」(人権教育推進啓発センター刊)を紹介。 ○アイヌ文化交流センターに民生委員や生活福祉資金等の生活相談等に係るパンフレットを備え置き。

事項	担当省庁	実施した内容
人権擁護委員等の相談窓口を通じた適切な対応	法務省	人権相談等で、アイヌの人々に対する差別等人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、その結果、人権侵害の事実が認められれば、行為者に対し人権尊重思想の啓発を行うとともに、その排除や再発防止のために事案に応じた適切な措置を講じている。
職業相談員に対する研修の実施、研修内容の更なる充実	厚生労働省	職業相談員等に対する研修内容の充実が図られるよう、研修資料におけるアイヌに関する記述の充実を図るとともに、各労働局に対する通知を平成24年10月2日付けで発出し、ブロック会議等による活用促進を指示。
公正採用選考の各種啓発資料における記述の充実	厚生労働省	公正な採用選考を推進するため、事業主向けの啓発資料におけるアイヌに関する記述を充実(上記平成24年10月2日付け通知で各労働局へ周知)。
現行の雇用施策の一層の周知(パンフレットの備え置き等)	厚生労働省	アイヌ文化交流センターに、現行の雇用施策に関する各種パンフレット等を配布し、周知を依頼。
アイヌ文化交流センターにおける取組の充実		
展示、書籍、映像資料の充実や希望者への貸出、アイヌ文化等に初めて触れる人を対象としたイベントの開催等	国土交通省	平成24年度にアイヌ文化交流センターの図書等を充実。
学校等の教育機関と連携し、児童・生徒を対象としたワークショップを開催すること等により、アイヌの伝統等に関する基礎知識を学習する場としての利用の促進	国土交通省	アイヌの伝統・文化を学習する場としてアイヌ文化交流センターを活用するため、平成24年度から、児童向けアイヌ文化体験イベントを開催。
国における情報発信等の取組(ホームページの改善など)	内閣官房	情報発信を強化するため、内閣官房ホームページをリニューアル。

(別紙2)

## 対象者の認定

事項	内容	
対象者	原則として「アイヌの血を受け継ぎ、アイヌとしてのアイデンティティを有する者、又は当該者と婚姻若しくは養子縁組により同一の生計を営んでいる者」で、北海道外に居住している者とする。	
実施機関	対象者の認定に係る事務を行う機関を、(社)北海道アイヌ協会(以下「協会」という。)とし、併せて、最終的な審査を行うため有識者による第三者委員会(仮称)を置く。	
対象者の認定方法	①認定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、協会に申請書を提出する。申請書には戸籍謄本、除籍謄本のほか、対象者であることを証明するための書類を添付する。	
	②協会は、申請者からの提出書類について事前に審査する。申請者からの提出書類のみで認定できないおそれがある場合、次の方法により確認する。	
	・協会会員と の関係	協会の会員名簿と申請者の先祖とを照合し、確認する。
	・アイヌに関 する資料	アイヌの個人名が記載された資料と申請者の先祖とを照合し、確認する。
	・アイヌの古 老等の証言	アイヌの古老や有識者等から意見を徴取し、申請者の先祖がアイヌであるかどうかについて確認する。
	③第三者委員会は、全ての申請について最終的な審査を行う。	
	④協会は、最終的な審査により対象者として認定された場合、申請者に対して推薦書を発行する。	
その他	実施機関が行う事務については、内閣官房アイヌ総合政策室の指導のもとに行う。	